

令和 8 年度 公共＋政治・経済 (03コア)

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで冊子を開かないでください。
2. この冊子は問題17ページです。別に、マークによる解答用紙~~マーク~~、記述による解答用紙~~記述~~各1枚をセットで配付します。
3. 試験開始の合図があったら、問題のページ数を確認し、解答用紙~~マーク~~・~~記述~~をミシン目で折ってていねいに切り離し、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
解答用紙~~マーク~~の受験番号欄は、右を参考に記入してください。
4. 問題・解答用紙に落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
5. 解答用紙~~マーク~~はすべて HB の黒鉛筆(シャープペンシル可)で記入することになっています。答えを訂正する場合は、プラスチック消しゴムでよく消して、訂正してください。プラスチック消しゴムを忘れた人には貸与します。
6. 解答用紙~~記述~~は、HB 以外の黒鉛筆(シャープペンシル可)や黒・青の万年筆またはボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。
8. 解答用紙の点数欄には何も記入しないでください。
9. 使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

例 受験番号が
0637のとき

受験番号					
	千位	百位	十位	一位	
	0	6	3	7	
0	●	0	0	0	0
1	①	①	①	①	1
2	②	②	②	②	2
3	③	③	●	③	3
4	④	④	④	④	4
5	⑤	⑤	⑤	⑤	5
6	⑥	●	⑥	⑥	6
7	⑦	⑦	⑦	●	7
8	⑧	⑧	⑧	⑧	8
9	⑨	⑨	⑨	⑨	9

2026

公共＋政治・経済

解答用紙 **マーク****03コア**

I

問2

a	b	c	d
(a)	(b)	(c)	(d)

問3

a	b	c	d
(a)	(b)	(c)	(d)

問5

a	b	c	d
(a)	(b)	(c)	(d)

II

問1

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n
ア	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)
イ	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)
ウ	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)
エ	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)
オ	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)
カ	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)
キ	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)

問3

a	b	c	d
(a)	(b)	(c)	(d)

問4

a	b	c	d	e	f
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)

III

問1

	a	b	c	d	e	f	g
ア	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)
ウ	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)
エ	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)
オ	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)

問2

a	b	c	d	e
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)

IV

問2

a	b	c	d
(a)	(b)	(c)	(d)

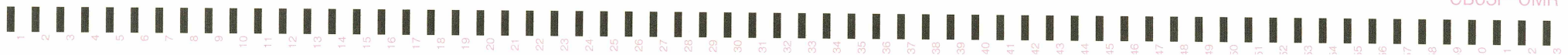
問5

a	b	c	d	e	f
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)

良い例	悪い例

受験番号を記入し、さらにその下のマーク欄にマークすること。

受験番号					
千位	百位	十位	一位		
0	(0)	(0)	(0)	(0)	0
1	(1)	(1)	(1)	(1)	1
2	(2)	(2)	(2)	(2)	2
3	(3)	(3)	(3)	(3)	3
4	(4)	(4)	(4)	(4)	4
5	(5)	(5)	(5)	(5)	5
6	(6)	(6)	(6)	(6)	6
7	(7)	(7)	(7)	(7)	7
8	(8)	(8)	(8)	(8)	8
9	(9)	(9)	(9)	(9)	9



CB03P-OMR

I 問1

- A (2字)
- B (3字)
- C (2字)
- D (3字)
- E (2字)

総点	
----	--

問4

I 評点	
------	--

II 問2

- A (8字)
- B (6字)
- C (8字)
- D (7字)
- E 発電(3字)
- F (9字)
- G 制度(6字)

II 評点	
-------	--

III 問3

- A (6字)
- B (2字)
- C (7字)
- D (2字)
- E (5字)
- F (3字)
- G (2字)

問4

- H (数字)
- I (数字)
- J (数字)

III 評点	
--------	--

IV 問1

- A (4字)
- B (2字)
- C (2字)
- D (4字)
- E (2字)
- F (数字)

問3

問4

IV 評点	
-------	--

問題はこのへ。 じつはゆきまき

問題は次の通り、より知っています。

I 次の文章を読んで、設問に答えなさい。なお、同一記号の空欄には、同一の語句が入る。(25点)

国際法は、主として国際慣習法と条約から構成されている。国際慣習法の例として、 自由の原則があるが、この原則に関しては、条約の1つである国連海洋法条約87条1項においても「 は、沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、すべての国に開放される。 の自由は、この条約及び国際法の他の規則に定める条件に従って行使される」と定められている。条約は、国家間の合意を明文化したものであり、上述の国連海洋法条約はその一例であるが、条約は国際法の様々な分野において締結されている。通常兵器の軍縮に関しては、対人地雷全面禁止条約（ 条約）やクラスター爆弾禁止条約（オスロ条約）が存在する。また、「〇〇条約」という名称ではない条約も少なくない。たとえば、世界人権宣言を具体化した国際人権 を構成する経済的・社会的及び文化的権利に関する国際 と市民的及び政治的権利に関する国際 も、条約の一種である。

国連海洋法条約は、国家の主権が及ぶ海域である の範囲は、基線から12海里以内だと定めているが、 の外側であっても、基線から24海里を超えない範囲であれば、国家は を設定し、自国の通関や出入国管理に関して一定の規制を行うことができることも定めている。さらに国連海洋法条約は、国家は基線から200海里を超えない範囲で を設定できると定めており、 は の外側ではあるが、沿岸国はこの海域における天然資源の探査・開発などのための権利を行使することができる。

国際法の遵守を確保するために、国際的な裁判所がいくつか設立されている。国際司法裁判所（英語略称 ^①）は、国際連合の主要機関の1つであり、国際連盟の下で設置された を継承する裁判所である。また国際刑事裁判所^②は、国際刑事裁判所に関するローマ規程という条約により設立された常設の裁判所で、ジェノサイド（集団殺害）犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪の4つの犯罪類型について管轄権を有する。

問1 文中の空欄 ～ にあてはまる最も適切な語句を，解答欄に記入しなさい。ただし， は漢字2字， はカタカナ3字， は漢字2字， はアルファベット大文字3字である。

〔解答用紙記述〕

問2 文中の空欄 ～ にあてはまる最も適切な語句の組み合わせを，以下のa～dのうちから1つ選び，その記号を解答欄にマークしなさい。〔解答用紙マーク〕

- | | | | |
|---|--------|-----------|-----------|
| a | ア：接続水域 | イ：排他的経済水域 | ウ：大陸棚 |
| b | ア：領海 | イ：排他的経済水域 | ウ：接続水域 |
| c | ア：領海 | イ：接続水域 | ウ：排他的経済水域 |
| d | ア：大陸棚 | イ：領海 | ウ：排他的経済水域 |

問3 文中の空欄 にあてはまる最も適切な語句を，以下のa～dのうちから1つ選び，その記号を解答欄にマークしなさい。〔解答用紙マーク〕

- a 常設国際司法裁判所
- b 常設仲裁裁判所
- c 国際海洋法裁判所
- d 欧州司法裁判所

問4 下線部①に関連して、以下の文中の空欄 にあてはまる最も適切な語句を、カタカナ2字で解答欄に記入しなさい。〔解答用紙記述〕

南アフリカは、パレスチナの 地区に関し、イスラエルは 地区のパレスチナ人との関係においてジェノサイド条約上の義務に違反しているなどとして、2023年12月に国際司法裁判所に提訴した。そして国際司法裁判所は、2024年1月に、「イスラエルは、ジェノサイド条約に基づく義務に従い、 地区のパレスチナ人との関係において、この条約の2条の範囲内のすべての行為の実行を防止するため、その権限に属するすべての措置をとらなければならない」という内容を含む暫定措置命令を出した。なお国際司法裁判所の暫定措置命令とは、紛争当事者の権利を保全するためにとるべき暫定的な措置を、最終的な判決を下す前に指示するものである。

問5 下線部②に関連して、以下の文中の空欄 と にあてはまる最も適切な語句の組み合わせを、以下のa～dのうちから1つ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。〔解答用紙マーク〕

国際刑事裁判所は、国際社会全体の関心事である重大な犯罪を行った個人を裁く裁判所で、本部は に置かれている。なお、2025年6月末時点でアメリカ、ロシアおよび は、国際刑事裁判所に加盟していないため、国際刑事裁判所の実効性には限界もある。

- | | | |
|---|---------|------|
| a | オ：ジュネーブ | カ：日本 |
| b | オ：ハーグ | カ：日本 |
| c | オ：ジュネーブ | カ：中国 |
| d | オ：ハーグ | カ：中国 |

Ⅱ 次の文章を読んで、設問に答えなさい。なお、同一記号の空欄には、同一の語句が入る。(25点)

国境を越える環境問題は、一国のみで対応するには限界がある。そのため、しばしば条約を採択し、国家間の政策協調を通じて問題に取り組むことが試みられる。

環境問題に関する最初の世界的な国際会議は、1972年に で開催された である。同会議では先進国と途上国の対立が顕著となったが、 で採択された宣言や行動計画を実施するために、 がナイロビに設立された。

の設立後は、環境条約の採択が増加していく。1973年には、絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引を規制する 条約が採択された。1989年には、有害廃棄物の越境移動の問題に対処するために 条約が採択された。1980年代半ばには南極上空にオゾンホールが発見され、地球環境問題の時代が到来する。1985年には成層圏におけるオゾン層の保護を目的とするウィーン条約が、1987年にはオゾン層破壊物質の製造や国際取引を規制する 議定書が、それぞれ採択された。同議定書では、オゾン層破壊物質の規制を段階的に強化するとともに、先進国からの出資によって多国間基金を設立し、途上国においてオゾン層破壊物質を代替物質に転換する際の費用を、そこから拠出するようにした。

1992年に開催された では、持続可能な開発を共通理念として、 宣言やアジェンダ21に加え、気候変動枠組条約と生物多様性条約が採択された。2002年に で開催された環境開発サミットでは、環境や貧困に関する課題を解決するために、持続可能な開発に関する 宣言が採択された。気候変動枠組条約では、温室効果ガスの排出量を削減するために、1997年に京都議定書が、2015年にパリ協定が、それぞれ採択された。生物多様性条約では、生物多様性の保全を図るために、2000年にカルタヘナ議定書^①が、2010年に 議定書が、それぞれ採択された。

以上のような、一連の国際的な取り組みにもかかわらず、大気中の二酸化炭素濃度は上昇を続け、また、生物多様性の急激な減少が続いている。なぜ環境問題の解決を目指した条約の採択が、実効的な環境問題への対応につながらないのだろう

か。その理由としては、第一に、そもそもこういった条約に加入するかどうかということ自体が、主権国家の裁量に委ねられている点が挙げられる。第二に、主権国家の裁量がさらに、条約が求めている対策を各国においてどのように進めていくのかという点についても及んでいることが指摘できる。

パリ協定を例として、1つ目の理由について考えてみよう。2022年の値で見ると、アメリカは1国あたりの排出量で見ても、1人あたりの排出量で見ても、世界で多くの二酸化炭素を排出している上位国の1つである。しかも、アメリカは、パリ協定で求められている先進国から途上国への資金支援のうち、2024年において全体の約1割に相当する金額を拠出していた。したがって、世界全体の二酸化炭素の排出量を削減し、途上国における対策を進める上では、アメリカがパリ協定に参加することが強く求められている。それにもかかわらず、アメリカの第2期トランプ政権は、第1期と同様に、パリ協定からの離脱を正式に決定した。このように、アメリカによるパリ協定からの離脱問題は、条約に加入するかどうかについての決定が主権国家の裁量に委ねられるがゆえに、国際的な環境問題への取り組みが難しいことを端的に示していると言えよう。

2つ目の理由については、日本の場合を考えてみよう。日本では、高度経済成長期に発生した公害問題に対応するため、1967年に D が制定されたことを皮切りに、環境問題への対策が進められてきた。現在は、1993年に制定された環境基本法が国の環境政策の基本的な理念と方向性を示し、他の関連法規の基礎となっている。これらの法規には、条約を国内において具体化するために定められたものもある。上述の気候変動枠組条約やパリ協定との関係では、地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）が代表的な法律である。政府は、同法律に基づいて地球温暖化対策計画を定め、二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量の削減を目指している。しかし、日本の電源が化石燃料を用いる火力発電に大きく依存していることもあり、脱炭素に向けた取り組みを進めることは容易ではない。結局のところ、条約が意図した成果を挙げられるかどうかは、各国が自国内でどれだけ効果的な対策を講じられるかどうかには依存するのであり、条約の採択が自動的に環境問題の解決をもたらすわけではないことがわかる。

問1 文中の空欄 ～ にあてはまる最も適切な語句を、以下の

a～nのうちからそれぞれ1つ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。

〔解答用紙 〕

a ヨハネスブルグ

b ラムサール

c 名古屋

d ボゴタ

e モントリオール

f スtockホルム

g ロッテルダム

h ヘルシンキ

i ワシントン

j リオ

k 大阪

l ジャカルタ

m オスロ

n バーゼル

問2 文中の空欄 ～ にあてはまる最も適切な語句を、解答欄

に記入しなさい。ただし、 は漢字8字、 は漢字6字、

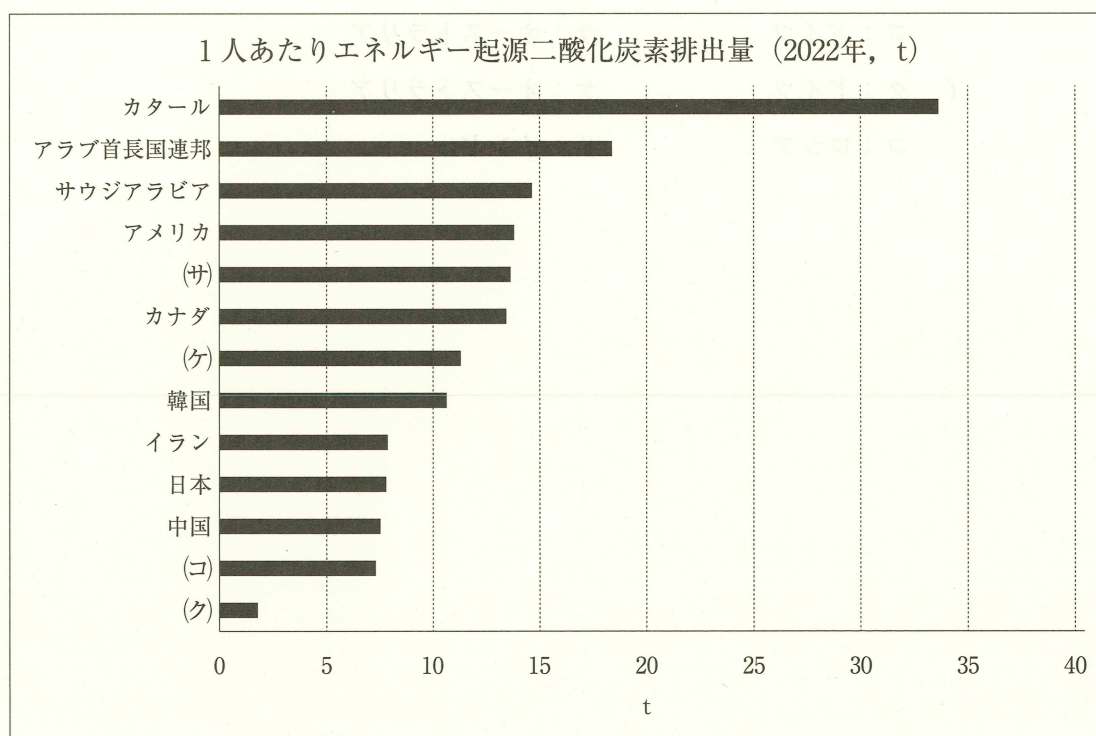
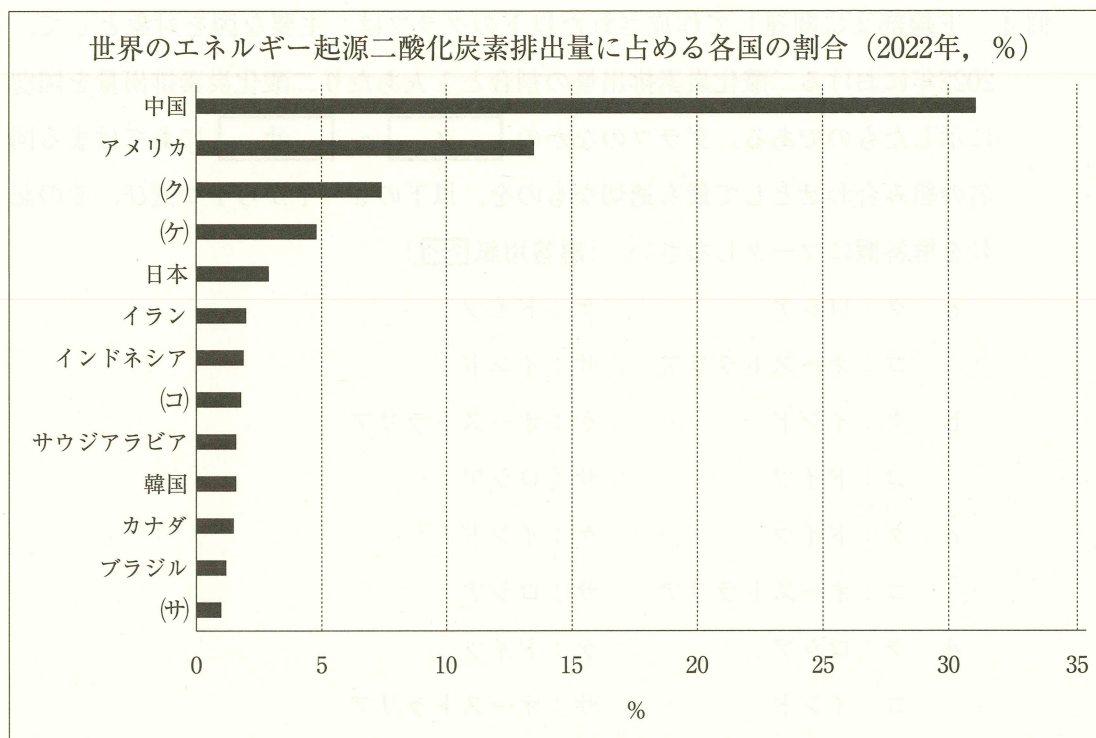
は漢字8字、 は漢字7字である。〔解答用紙 〕

問3 下線部①に関連して、気候変動枠組条約における取り組みに関する記述として最も不適切なものを、以下のa～dのうちから1つ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。〔解答用紙マーク〕

- a 京都議定書では、アメリカ、日本などの先進国と、中国、インドなどの途上国の双方を対象として、法的拘束力のある温室効果ガスの削減目標値が設定された。
- b 京都議定書では、対象国が温室効果ガスの削減目標値を達成できなかった場合は、排出量取引や共同実施などを通じて他国における削減分を自国の削減分に換算するメカニズムが導入された。
- c パリ協定では、先進国と途上国の双方を対象として温室効果ガスの削減に取り組むことになったが、その削減目標値は加盟国が自主的に設定し、実施状況についてレビューを受けるシステムとなった。
- d アメリカでは、クリントン政権が京都議定書を推進したが、続くG.W.ブッシュ政権は、地球温暖化対策の温室効果ガス削減がアメリカ経済に打撃を与える可能性があるとして、同議定書から離脱した。

問4 下線部②に関連して作成された以下のグラフは、主要な国を対象として、2022年における二酸化炭素排出量の割合と1人あたり二酸化炭素排出量を国別に示したものである。グラフのなかの ク ～ サ にあてはまる国名の組み合わせとして最も適切なものを、以下のa～fから1つ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。〔解答用紙マ-ク〕

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| a | ク：ロシア | ケ：ドイツ |
| | コ：オーストラリア | サ：インド |
| b | ク：インド | ケ：オーストラリア |
| | コ：ドイツ | サ：ロシア |
| c | ク：ドイツ | ケ：インド |
| | コ：オーストラリア | サ：ロシア |
| d | ク：ロシア | ケ：ドイツ |
| | コ：インド | サ：オーストラリア |
| e | ク：インド | ケ：ロシア |
| | コ：ドイツ | サ：オーストラリア |
| f | ク：ドイツ | ケ：オーストラリア |
| | コ：ロシア | サ：インド |



（出典）環境省資料より作成。

問5 下線部③に関連して、以下の文中の空欄 E ～ G にあてはまる最も適切な語句を、解答欄に記入しなさい。ただし、 E は漢字3字、 F は漢字4字とカタカナ5字の計9字、 G は漢字6字である。〔解答用紙記述〕

天然資源が乏しく、発電のためには化石燃料のほとんどを輸入に頼らざるを得ない日本においては、 E 発電を推進することで、エネルギー供給における化石燃料への依存を低下させ、エネルギー自給率を高めようとしてきた。しかしながら、東日本大震災によって、このような政策は見直しを余儀なくされた。電源別発電電力量において、 E 発電が占める割合が著しく縮小する一方で、その縮小分を火力発電で補わざるを得なくなる中で、悪化に転じたエネルギー自給率を改善させ、より安全に、自国の資源で発電できるように、 F の供給量を増やすことが目指されるようになったのである。2011年に G 制度が導入されると、 F を用いた発電量は増加した。それにもかかわらず、ヨーロッパの主要国やEU全体、中国と比べると、日本における2022年の電源構成に占める水力を含めた F の割合は低い。その原因の1つとして、発電した電気を利用者に届けるまでの一連の電力システムである電力系統の空き容量が限られていることが指摘されている。つまり、電力系統の容量を増やさない限りは、いくら F で発電しても、その電力を系統に接続して送電することがなかなかできないため、現状では F の割合を増やすには限界があるのである。

Ⅲ 次の文章を読んで、設問に答えなさい。なお、同一記号の空欄には、同一の語句が入る。(25点)

古典派経済学の創始者といわれるアダム・スミスは、その著書『 』において、「市場経済への参加者は自分の利得のみを考えているにもかかわらず、まるで『見えざる手』に導かれて自分の意図していない目的、すなわち社会全体の幸福を促進する」と述べた。ここから、政府は経済活動には介入せず、国防、司法、治安維持などの必要最低限の役割のみを果たすべきという主張が生まれた。このような主張を と呼ぶ。

しかし、 証券取引所の株価大暴落を契機とする世界恐慌に直面したイギリスの経済学者ケインズは、『 』を著し、政府の積極的な経済活動への介入を主張した。とくに、不況時には、政府が積極的に公共事業に投資して 需要を創出することが必要だと考えた。実際、アメリカ合衆国では、世界恐慌への対策として、フランクリン・ローズヴェルト大統領が公共事業を柱とする 政策を実施した。

アダム・スミスは、「富である金、銀、および貨幣は輸出と輸入の差額によって得られるから、輸出を奨励して輸入を抑制すべきだ」という 主義に反対し、自由貿易も主張した。しかし、自由貿易がどのようにして自由貿易に従事している国々に利益をもたらすかについての彼の分析は、十分とは言えなかった。

その後、イギリスの経済学者リカードがその著書『 』において、 説を唱え、自由貿易が自国と外国の双方に利益をもたらすことを示した。この説の革新性は、たとえ外国の生産技術が自国の生産技術よりも劣っていたとしても、両国が自由貿易に従事することで双方に利益をもたらす可能性を示したことにある。

リカードの 説によれば、自国と外国で生産技術が異なる場合、相手国よりも相対的に低い費用で生産できる財、すなわち、比較優位をもつ財の生産に特化すれば世界全体の生産量を増やすことができる。①そして、比較優位をもつ財をお互いに輸出しあえば、両国に利益をもたらさう。

これに対して、 の経済学者リストは、その著書『 』におい

て、国の経済発展には違いがあるから、必ずしも自由貿易が良いとは限らないと主張した。彼が唱えた 産業保護論によれば、イギリスと比較すると、当時、後進工業国であった のような国では、将来、国際競争力を得られるような産業を海外の輸入から保護して育成することが長期的には国全体の利益となる。

問1 文中の空欄 と ～ にあてはまる最も適切な書名を、以下の a～g のうちからそれぞれ1つ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。〔解答用紙 〕

- a 経済学および課税の原理
- b 資本論
- c 社会契約論
- d 政治経済学の国民的体系
- e 道徳および立法の諸原理序説
- f 国富論（諸国民の富）
- g 雇用・利子および貨幣の一般理論

問2 文中の空欄 にあてはまる最も適切な語句を、以下の a～e のうちから1つ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。〔解答用紙 〕

- a ポリシーミックス
- b レッセフェール
- c セーフガード
- d フリーライダー
- e セイフティネット

問3 文中の空欄 ～ にあてはまる最も適切な語句を、解答欄に記入しなさい。ただし、 は都市名でカタカナ6字、 は漢字2字、 はカタカナ7字、 は漢字2字、 は漢字5字、 は国名でカタカナ3字、 は漢字2字である。
〔解答用紙記述〕

問4 下線部①に関連して、以下の文中の空欄 ～ にあてはまる最も適切な数値を、算用数字で解答欄に記入しなさい。〔解答用紙記述〕

次の表は、自国と外国で工業製品と農産物を生産するのに必要な労働量を示している。ここでは、世界には自国と外国の2国のみ、そして、工業製品と農産物の2財のみが存在するとする。また、両財とも労働のみを用いて生産されており、労働は工業と農業の2つの産業で常に完全雇用されているとする。

	工業製品1単位を生産する のに必要な労働量	農産物1単位を生産するの に必要な労働量
自国	4	2
外国	x	3

この表から以下のことが読み取れる。外国が工業製品に絶対優位を持つのは $0 < x < \text{H}$ のときだが、工業製品に比較優位を持つのは $0 < x < \text{I}$ のときである。いま $x = \text{J}$ としよう。自国が工業製品の生産を1単位増やし、外国が工業製品の生産を1単位減らすと、世界全体の工業製品の生産は変わらないが、世界全体の農産物の生産が2単位増えることになる。しかし、自国が工業製品の生産を1単位減らし、外国が工業製品の生産を1単位増やすと、世界全体の工業製品の生産は変わらないが、世界全体の農産物の生産が2単位減ることになる。

Ⅳ 次の文章は農林水産省編『食料・農業・農村白書 令和6年版』7頁の一部である（一部省略・変更した部分がある）。文章を読んで、設問に答えなさい。なお、同一記号の空欄には、同一の語句が入る。（25点）

1961年に制定された 法は、農業の近代化・合理化により、農業と他産業の間の生産性や従業者の所得の を縮小させることを目的としていました。その後、我が国の経済が想像を超える成長を見せる中、農業と他産業の生産性には依然として大きな が残りました。農村では、農業から他産業への労働力の流出が急増しましたが、機械化の進展や農地の資産的価値の高まり等を背景に、農村に残る農業者の多くが 化し、農業構造の改善や自立経営の育成は進みませんでした。

一方で、 収入の増加により農業者と他産業従事者との所得 が解消する方向にあったものの、農村から都市へ、特に若年層の労働力が流出したことにより、社会減による農村人口の減少や高齢化等の問題が顕在化し、農業生産活動の停滞や農村活力の低下等の懸念が高まりました。^①

また、 法は、 政策により農業者の所得確保を図ることとしていましたが、 農産物との関係においては、 政策だけでは競争力をカバーできない場合には、関税や 割当等の措置を講じることとし、バランスを保つこととしていました。

その後、国際的な農産物貿易の自由化が進展する中で、 支持等の貿易歪曲的な国内助成の見直しを行いつつ、 農産物との直接的な競争にも耐え得る農業経営や農業構造の確立が求められることとなりました。

このような当時の経済情勢において、非効率な農業から国際的な競争力のある産業へ転換していくべきとの意見もあった一方で、国民がゆとり、安らぎ、心の豊かさを従来以上に意識するようになっていく中で、食料の安定的な供給や多面的機能の発揮を担うものとして農業・農村に対する国民の期待は高まっていました。

これらを踏まえ、「農業」に加え、「食料」、「農村」という視点から施策を構築するとともに、効率的・安定的な経営体の育成や市場原理の一層の導入^②を基本的課題とする「新しい食料・農業・農村政策の方向」を1992年に取りまとめ、その結果、

1999年に食料・農業・農村基本法が制定されることとなりました。^③

問1 文中の空欄 と にあてはまる最も適切な語句を、解答欄に記入しなさい。ただし、 は漢字4字、 は漢字2字である。〔解答用紙記述〕

問2 文中の空欄 ～ にあてはまる最も適切な語句の組み合わせを、以下のa～dのうちから1つ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。〔解答用紙マーク〕

- a ア：専業 イ：価格 ウ：輸入
- b ア：兼業 イ：所得 ウ：輸出
- c ア：専業 イ：所得 ウ：輸出
- d ア：兼業 イ：価格 ウ：輸入

問3 下線部①に関連して、以下の文中の空欄 と にあてはまる最も適切な語句を、解答欄に記入しなさい。ただし、 は漢字2字、 は漢字4字である。〔解答用紙記述〕

農村からの人口流出、急速な高齢化の進行、そして担い手不足は、農地の面において、耕地面積の減少、荒廃農地や耕作 地の拡大という結果をもたらした。

わが国の農業は、農地の点から見ても、その規模を大きく縮小してきており、その一つの重大な帰結が、 率の低下である。また、耕作 地の拡大は、 率の低下だけでなく、鳥獣被害の拡大や自然災害時のリスクの増大、さらには、ゴミの不法投棄の誘発など、さまざまな問題につながるものが指摘されている。

問4 下線部②に関連して、以下の文中の空欄 と にあてはまる最も適切な語句を、解答欄に記入しなさい。ただし、 は漢字2字、 は算用数字である。〔解答用紙記述〕

効率的・安定的な農業経営を実現するための施策の1つとして、政府は、1952年に制定された 法を改正し、 の有効活用を進めてきた。そして、2009年の同法の改正により、株式会社の農業参入への道も広がっている。

また、農業を、1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらには、サービスや販売などの3次産業まで一体化した 次産業とすることで、その提供物の付加価値を高めていくことが推奨されている。

問5 下線部③に関連して、以下の文中の空欄 ～ にあてはまる最も適切な語句の組み合わせを、以下の a ～ f のうちから1つ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。〔解答用紙 〕

1999年7月に、食料・農業・農村に関する施策の基本理念およびその実現を図るために基本となる事項を定めた、「食料・農業・農村基本法」（以下、「基本法」）が制定された。基本法に基づき、政府は、その理念に沿った具体的な施策展開のプログラムである「食料・農業・農村基本計画」（以下、「基本計画」）を策定し、おおむね5年ごとに見直すこととされている。

最初の基本計画は、2000年に策定され、以来、5年ごとに改訂されてきたが、この基本計画に盛り込まれ、その後、その取扱いが大きく変わっていった制度に、 所得補償制度がある。当初、2010年の基本計画に盛り込まれた 所得補償制度は、規模の大小にかかわらず、すべての農家を対象に米の直接支払交付金を給付する制度であった。

その後、この制度は、2013年に経営所得 対策へと一本化された。また、米の直接支払交付金については、2014年度から交付金額が された。そして、2018年度には、米の直接支払交付金は廃止されたが、経営所得 対策の制度は継続している。

- | | | | |
|---|------|------|------|
| a | エ：個別 | オ：安定 | カ：倍増 |
| b | エ：戸別 | オ：緊急 | カ：半減 |
| c | エ：戸別 | オ：安定 | カ：倍増 |
| d | エ：個別 | オ：緊急 | カ：倍増 |
| e | エ：戸別 | オ：安定 | カ：半減 |
| f | エ：個別 | オ：緊急 | カ：半減 |